

## 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>障地発第0929002号 平成18年3月29日 障企自発第0331001号 平成21年3月31日 障企自発0331第1号 平成22年3月31日 障企自発0330第1号 平成24年3月30日 障企自発0329第1号 平成25年3月29日 <u>最終改正障企自発0331第3号</u> <u>平成26年3月31日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長</p> <p>「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」 の制定等について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。</p> <p>なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。</p>	<p>障地発第0929002号 平成18年3月29日 障企自発第0331001号 平成21年3月31日 障企自発0331第1号 平成22年3月31日 障企自発0330第1号 平成24年3月30日 障企自発0329第1号 平成25年3月29日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長</p> <p>「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」 の制定等について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。</p> <p>なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。</p>

おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

(別紙)

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

## 第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

### 1 殻構造義肢

(1) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

(別紙)

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者自立支援法第5条第24項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

## 第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

### 1 殻構造義肢

(1) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100分の104.8 に相当する額を上限とすること。(図-1 参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-2、3 参照)

(3) ~ (5) (略)

○製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100分の103 に相当する額を上限とすること。(図-1 参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-2、3 参照)

(3) ~ (5) (略)

(参考) (略)

## 2 骨格構造義肢

(1) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

(参考) (略)

## 2 骨格構造義肢

(1) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100分の104.8 に相当する額を上限とすること。(図-28 参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-29、30 参照)

- (3) ~ (5) (略)  
(参考) (略)

### 3 装具

- (1) (略)  
(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

#### ○使用材料費

素 材 費：装具材料リストによる素材購入費  
素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）  
小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）  
材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

#### ○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）  
作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的  
余裕等の作業時間相当人件費

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100分の103 に相当する額を上限とすること。(図-28 参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-29、30 参照)

- (3) ~ (5) (略)  
(参考) (略)

### 3 装具

- (1) (略)  
(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

#### ○使用材料費

素 材 費：装具材料リストによる素材購入費  
素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）  
小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）  
材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

#### ○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）  
作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的  
余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等  
管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区  
別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するよう  
に行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費  
の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」  
に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する  
材料、部品の価格を合算した額の 100分の104.8 に相当する額を上限と  
すること。（図-33 参照）

なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基  
準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相  
当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入  
には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮し  
たものであること。

(3) ~ (5) (略)

(参考) (略)

(1) ~ (2) (略)

#### 4 座位保持装置

基本的事項 (略)

(1) (略)

(2) 価格構成

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等  
管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区  
別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するよう  
に行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費  
の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」  
に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する  
材料、部品の価格を合算した額の 100分の103 に相当する額を上限とす  
ること。（図-33 参照）

なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基  
準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当  
」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には  
消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したも  
のであること。

(3) ~ (5) (略)

(参考) (略)

(1) ~ (2) (略)

#### 4 座位保持装置

基本的事項 (略)

(2) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：座位保持装置材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
- 製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

- 基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
- 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：座位保持装置材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
- 製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

- 基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
- 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ

れ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とすること。(図-47 参照)

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 104.8 に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

(3) ～ (5) (略)  
(参考) (略)

## 第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

### 1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とする

れ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。(図-47 参照)

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

(3) ～ (5) (略)  
(参考) (略)

## 第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

### 1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とする

	こと。
カ 完成用部品の交換	完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及びカの場合、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1)～(6) (略)

## 2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100分の104.8 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲

	こと。
カ 完成用部品の交換	完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及びカの場合、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1)～(6) (略)

## 2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100分の103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲

交換	げる額に、2,500 円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
<p>(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。</p> <p>2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。</p> <p>3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。</p>	

(1)～(6) (略)

### 3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100分の104.8 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

交換	げる額に、2,500 円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
<p>(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。</p> <p>2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。</p> <p>3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。</p>	

(1)～(6) (略)

### 3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100分の103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

ウ マジックバンドの交換		修理箇所ごとに 25mm幅のもの及び 50mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。
エ 溶接		修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。
オ その他の交換・修理		
(ア) 修理 部位	下肢装 具	足底革交換 又は足底ゴ ム交換
	靴型装 具	本底交換
		足底挿板交 換
		半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交 換 ファスナー 交換
体幹装 具	細革交換	
	硬性コルセ ット 筋金交換 軟性コルセ ット 筋金交換	修理項目ごとに「修理基準のエのそ 他の交換・修理の(ア)の修理部位」 に定める額とすること。
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに「購入基準の製作要 素価格」に掲げる価格とすること。

ウ マジックバンドの交換		修理箇所ごとに 25mm幅のもの及び 50mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。
エ 溶接		修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。
オ その他の交換・修理		
(ア) 修理 部位	下肢装 具	足底革交換 又は足底ゴ ム交換
	靴型装 具	本底交換
		足底挿板交 換
		半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交 換 ファスナー 交換
体幹装 具	細革交換	
	硬性コルセ ット 筋金交換 軟性コルセ ット 筋金交換	修理項目ごとに「修理基準のエのそ 他の交換・修理の(ア)の修理部位」 に定める額とすること。
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに「購入基準の製作要 素価格」に掲げる価格とすること。

- (注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。
- 4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。
- 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100分の104.8 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価 格	
ア 支持部の交換	「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸 法 調 整	形 状 調 整
頭 部 上 腕 部 前腕・手部 体 幹 部 骨盤・大腿部 下 腿 部 足 部	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	

- (注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。
- 4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。
- 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100分の103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価 格	
ア 支持部の交換	「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸 法 調 整	形 状 調 整
頭 部 上 腕 部 前腕・手部 体 幹 部 骨盤・大腿部 下 腿 部 足 部	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	

ウ 支持部の連結、連結角度調整用品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。
エ 構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。
オ 付属品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ マジックバンドの交換	25mm幅のもの及び50mm幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。	

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3～5 (略)

ウ 支持部の連結、連結角度調整用品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。
エ 構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。
オ 付属品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ マジックバンドの交換	25mm幅のもの及び50mm幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。	

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3～5 (略)